

MS&AD スタッフサービス(株)

労働者派遣事業に係る各種情報について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条5項の規定により、下記事業所に於ける労働者派遣事業に係る情報を以下の通りお知らせいたします。

*対象期間：2022年4月1日～2023年3月31日

- ◆ **事業所** MS&AD スタッフサービス株式会社（東京支店）
〒101-0064 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8 住友水道橋ビル6階 03-5281-7101
- ◆ **派遣労働者の数** 2023年6月1日付け派遣労働者数：279人
- ◆ **派遣先事業所数** 2022年度派遣先事業所数（実数）：184件
- ◆ **2022年度労働者派遣に関する料金の平均額【1日（8時間あたり）】**：22,607円
- ◆ **2022年度派遣労働者の賃金の額の平均額【1日（8時間あたり）】**：15,523円
- ◆ **2022年度マージン率の平均（小数点以下一位未満四捨五入）**：31.3%

マージン率算出式：(派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額)／派遣料金の平均額 ※小数点以下一位未満四捨五入

★マージンには営業利益以外に法定福利費、派遣労働者の有給休暇取得費用、教育訓練費用、募集採用費用、福利厚生費用、また、事務所費用、人件費などの諸経費が含まれます。

◆ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアアップの措置の別	具体的教育訓練	対象者	一人当たり年間平均実施時間	方法	訓練費負担	賃金支給
入職時等基礎的訓練	ビジネスマナー	雇入時	1時間	off-JT	無償（実費負担無）	有給（無給部分無）
職能別訓練	ビジネス知識基礎	1年目	7時間	off-JT	無償（実費負担無）	有給（無給部分無）
職能別訓練	ビジネス知識初級	2年目	8時間	off-JT	無償（実費負担無）	有給（無給部分無）
職能別訓練	ビジネス知識中級	3年目	8時間	off-JT	無償（実費負担無）	有給（無給部分無）
階層別	ビジネス知識上級	5年目	6時間	off-JT	無償（実費負担無）	有給（無給部分無）

キャリア・コンサルティング相談窓口：03-5281-7105

◆ 福利厚生に関する事項

定期健康診断	毎年6月末までに健康保険（※）に加入している場合、受診対象。（ただし、受診日当日においても就業中で加入継続中の場合等諸条件有り。）（※）健康保険は三井住友海上健保組合に加入します。		
厚生施設利用	契約宿泊施設等の割引利用。	その他	育児支援施設割引制度、団体扱い保険加入制度他。

◆ 雇用安定措置法第30条)の措置の実績

(6) 雇用安定措置（法第30条）の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置（派遣先への雇止め等の依頼）を講じた人数		第2号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数		第3号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数		第4号の措置（その他の措置）を講じた人数		備考
		うち、派遣先で雇止めされた人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）	紹介予定派遣（※2）	左記以外のその他の措置		
計	87	24	22	33	20		1			
○年間込み	5	2		3						
1年未満者	11	5	5	6	2		1			
1年以上2年未満者	6	2	2	4	3					
2年以上3年未満者	8	2	2	6	6					
3年以上5年未満者	11	6	6	5	3					
5年以上者	16	7	7	9	6					

※1 「1年以上未満者」については、派遣元での継続雇用期間が1年以上の者（雇止め中の者を含む）に限る。

◆ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している、協定書の有効期間終期：2024年3月31日、協定労働者の範囲：全派遣社員

MS&AD スタッフサービス(株)

労働者派遣事業に係る各種情報について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条5項の規定により、下記事業所に於ける労働者派遣事業に係る情報を以下の通りお知らせいたします。

*対象期間：2022年4月1日～2023年3月31日

- ◆ **事業所** MS&AD スタッフサービス株式会社（名古屋支店）
〒451-8650 愛知県名古屋市中区名駅 2-22-9 あいおいニッセイ同和損保名古屋名駅ビル 11 階 052-571-3585
- ◆ **派遣労働者の数** 2023年6月1日付け派遣労働者数：179人
- ◆ **派遣先事業所数** 2022年度派遣先事業所数（実数）：121件
- ◆ **2022年度労働者派遣に関する料金の平均額【1日（8時間あたり）】**：18,362円
- ◆ **2022年度派遣労働者の賃金の額の平均額【1日（8時間あたり）】**：12,430円
- ◆ **2022年度マージン率の平均（小数点以下一位未満四捨五入）**：32.3%

マージン率算出式：（派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額）／派遣料金の平均額 ※小数点以下一位未満四捨五入

★マージンには営業利益以外に法定福利費、派遣労働者の有給休暇取得費用、教育訓練費用、募集採用費用、福利厚生費用、また、事務所費用、人件費などの諸経費が含まれます。

◆ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアアップの措置の別	具体的教育訓練	対象者	一人当たり年間平均実施時間	方法	訓練費負担	賃金支給
入職時等基礎的訓練	ビジネスマナー	雇入時	1時間	off-JT	無償（実費負担無）	有給（無給部分無）
職能別訓練	ビジネス知識基礎	1年目	7時間	off-JT	無償（実費負担無）	有給（無給部分無）
職能別訓練	ビジネス知識初級	2年目	8時間	off-JT	無償（実費負担無）	有給（無給部分無）
職能別訓練	ビジネス知識中級	3年目	8時間	off-JT	無償（実費負担無）	有給（無給部分無）
階層別	ビジネス知識上級	5年目	6時間	off-JT	無償（実費負担無）	有給（無給部分無）

キャリア・コンサルティング相談窓口：03-5281-7105

◆ 福利厚生に関する事項

定期健康診断	毎年6月末までに健康保険（※）に加入している場合、受診対象。（ただし、受診日当日においても就業中で加入継続中の場合等諸条件有り。）（※）健康保険は三井住友海上健保組合に加入します。		
厚生施設利用	契約宿泊施設等の割引利用。	その他	育児支援施設割引制度、団体扱い保険加入制度他。

◆ 雇用安定措置（法第30条）の措置の実績

(6) 雇用安定措置（法第30条）の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数		第2号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数		第3号の措置（派遣先で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	第4号の措置（その他の措置）を講じた人数			備考
		うち、派遣先で雇用された人数		うち、新たな派遣先で就業した人数			教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）	紹介予定派遣（※2）	志願以外のその他の措置	
計	37	11	10	26	20					
3年見込み	13	5	4	8	8					
2年未満の2年未満見込み	3	1	1	2	2					
2年未満の3年未満見込み	6	2	2	4	3					
1年未満の2年未満見込み	3			3	1					
1年未満の3年未満見込み	5	1	1	4	3					
1年未満見込み（※1）	7	2	2	5	5					

※1 「1年未満見込み」については、派遣先での連続雇用期間が1年以上の者（登録中の者を含む）に限る。

◆ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している、協定書の有効期間終期：2024年3月31日、協定労働者の範囲：全派遣社員

MS&AD スタッフサービス㈱

労働者派遣事業に係る各種情報について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条5項の規定により、下記事業所に於ける労働者派遣事業に係る情報を以下の通りお知らせいたします。

*対象期間：2022年4月1日～2023年3月31日

- ◆ **事業所** MS&AD スタッフサービス株式会社（大阪支店）
〒540-8677 大阪府大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル5階 06-6233-0177
- ◆ **派遣労働者の数** 2023年6月1日付け派遣労働者数：174人
- ◆ **派遣先事業所数** 2022年度派遣先事業所数（実数）：111件
- ◆ **2022年度労働者派遣に関する料金の平均額【1日（8時間あたり）】**：18,748円
- ◆ **2022年度派遣労働者の賃金の額の平均額【1日（8時間あたり）】**：12,930円
- ◆ **2022年度マージン率の平均（小数点以下一位未満四捨五入）**：31.0%

マージン率算出式：(派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額) / 派遣料金の平均額 ※小数点以下一位未満四捨五入

★マージンには営業利益以外に法定福利費、派遣労働者の有給休暇取得費用、教育訓練費用、募集採用費用、福利厚生費用、また、事務所費用、人件費などの諸経費が含まれます。

◆ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアアップの措置の別	具体的教育訓練	対象者	一人当たり年間平均実施時間	方法	訓練費負担	賃金支給
入職時等基礎的訓練	ビジネスマナー	雇入時	1時間	off-JT	無償（実費負担無）	有給（無給部分無）
職能別訓練	ビジネス知識基礎	1年目	7時間	off-JT	無償（実費負担無）	有給（無給部分無）
職能別訓練	ビジネス知識初級	2年目	8時間	off-JT	無償（実費負担無）	有給（無給部分無）
職能別訓練	ビジネス知識中級	3年目	8時間	off-JT	無償（実費負担無）	有給（無給部分無）
階層別	ビジネス知識上級	5年目	6時間	off-JT	無償（実費負担無）	有給（無給部分無）

キャリア・コンサルティング相談窓口：03-5281-7105

◆ 福利厚生に関する事項

定期健康診断	毎年6月末までに健康保険（※）に加入している場合、受診対象。（ただし、受診日当日においても就業中で加入継続中の場合等諸条件有り。）（※）健康保険は三井住友海上健保組合に加入します。		
厚生施設利用	契約宿泊施設等の割引利用。	その他	育児支援施設割引制度、団体扱い保険加入制度他。

◆ 雇用安定措置（法第30条）の措置の実績

(6) 雇用安定措置（法第30条）の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数		第2号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数		第3号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として就業費用）を講じた人数	第4号の措置（その他の措置）を講じた人数			備考
		うち、派遣先で雇用された人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	教育訓練（雇用に維持したままのものに限る）	紹介予定派遣（※2）		上記以外のその他の措置			
計	38	10	9	27	28				1	
3年見込み	12	1		11	11					
2年目から3年目繰り上げ	5			5	5					
2年目から1年目繰り上げ	3	2	2	1	1					
1年目から1年目繰り上げ	5	2	2	3	3					
1年未満見込み（※1）	13	5	5	7	8				1	

※1 「1年未満見込み」としては、派遣先との派遣期間が1年以上の者（留保中の者も含む）に限る。

◆ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している、協定書の有効期間終期：2024年3月31日、協定労働者の範囲：全派遣社員